

令和4年度 第5回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年8月12日(金)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	
9番 伊倉ふさ子君	
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山泰芳君
31番 林良三君	

欠席委員 (2人)

8番 坂本登志雄君	10番 勝亦里沙君
-----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
報第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第20号 非農地証明申請書の決定について
- 7 納税猶予に関する議案
議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の決定について
- 8 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也

会議の概要

- 事務局長 総会定例会に入る前に2点お知らせがございます。
(肥料価格等高騰に係る支援事業に関する情報提供)
(農業委員会におけるタブレット導入に関する情報提供)
- 事務局長 ただ今から令和4年度第5回総会を開会いたします。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局長 ありがとうございます。
初めに諸般の報告をさせていただきます。本日は議席番号8番坂本登志雄委員、10番勝亦里沙委員から欠席の連絡をいただいておりますが、過半数に達しておりますので本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進行します。
会長お願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、2番 杉山道洋委員、3番 加藤由富委員よろしく申し上げます。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書1ページをお願いします。
報第9号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年8月12日報告。今月の4条の届出は2件です。

(番号1～2について内容の読み上げ)
以上で事務局からの説明を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 報第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局 議案書2ページをお願いします。

報第10号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年8月12日報告。今月の5条の届出は2件です。

(番号1～2について内容の読み上げ)
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第18号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年8月12日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。

事務局 番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,637 m²

譲渡人は経営継承者である譲受人に共有持分を贈与するものです。なお、本申請地につきましても35名で共有する農地であり、今回の申請は70分の2の持分を所有する譲渡人が同じく70分の2を所有する譲受人に自身の持分を贈与するものになります。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,154 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人から贈与を受けるものです。

番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号1について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員

調査日は令和4年8月7日です。譲渡人とは電話で、譲受人とは現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、間違いはありません。

権利の設定・移転等の内容ですが、本申請地は共有名義の農地でありまして、譲渡人は、ご高齢のため市外へ出ており、農地の管理が今後出来ないため、共有者の代表であり、主たる耕作者の譲受人へ譲渡するものであります。

効率的利用としましては、取得する農地は譲受人の自宅から900m程、車で3分程の距離にあります。トラクター1台、田植機1台、乗用運搬車、刈払い機、倉庫2棟を所有しています。農業経験も40年以上であります。以上のことから今後も効率的に耕作管理されると思われれます。

耕作管理計画ですが、共有者から耕作したい人を募って耕作をしてもらっており、とうもろこし、サツマイモ、そ菜類など今後も作る予定であるとのことです。

下限面積 譲受人は現状8,300㎡以上所有しておりまして、問題ありません。

転貸しはありません。

地域との調和については、地元の取り決めに従って、周りに支障がないよう現況どおりに耕作に使用されるとのことです。以上です。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

譲渡人とは、遠方のため電話で調査しました。譲受人については、自宅を訪問して調査しました。

譲受人はトラクター、コンバイン、田植機等を所有し、これまでも30年間耕作をしており、十分な経験を持っておられると思います。

権利の設定等は問題ありません。

下限面積については、譲受人は現在7,350㎡の農地を耕作しているので問題ありません。

転貸しはありません。

地域との調和も問題ないと思われれます。

会長

調査日はいつですか。

20番委員

調査日は8月1日です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書4ページをお願いします。

議案第19号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年8月12日提出。今月の5条許可申請は6件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 26 m²

転用内容は、売買による宅地の拡張(接道の確保)です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 465 m²

転用内容は、売買による資材置場の設置です。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 33.24 m²

転用内容は、賃貸借権の設定による太陽光発電設備の設置です。

こちらは、令和4年3月24日に5条許可が出た案件の、追加の許可申請となります。3筆について、○○m²の内○○m²という内表示の残りの部分の農地転用となります。

農地の区分は、用途地域から500m以内でありかつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,854 m²

転用内容は、売買による公園調整池用地としての利用です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 畑 689 m²

転用内容につきまして、一つ訂正があります。作業員宿舎2棟とありますが1棟の間違いです。申し訳ありません。

転用内容は、一時転用(貸借権)による作業員宿舎1棟の建設です。

こちらは、隣接する筆について、送電線の増強工事のため令和4年6月13日に一時転用許可を出しましたが、範囲として手狭であったため、さらなる農地転用となります。そのため、農地への復元時期は、令和4年6月13日に許可を出した筆と揃え、令和9年6月12日までの約5年間の一時転用となります。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号6（議案書の内容読み上げ）畑 294 m²

転用内容は、使用貸借権の設定による分家住宅1棟の建設です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

13番委員

調査日は令和4年8月4日です。申請人双方とも、弁護士を立てておりまして、弁護士と話したところ、弁護士が現地で立会い、行政書士と一緒に現地で説明するとの事で、この件につきましては、農業委員会の事務局にも連絡しております。

申請についてですが、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲受人は既存の建物の建替えを計画しましたが、接道がないため隣接の譲渡人に相談した結果、申請地を提供してくれることになりました。このような理由のため必要性がありやむを得ないと判断しました。

資金については、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利設定はございません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことでした。

他法令関係ですが、都市計画法については、事前協議が済んでおります。

転用面積でございますが、26 m²で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響でございますが、付近の土地への被害防除策を講じますが、万が一被害が発生した場合は責任を持って対応するとのことでした。

以上でございます。

会長

続きまして整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和4年8月1日です。

申請については、申請人双方とも箱根在住で来られないということで、電話で確認しました。私は、現地確認いたしました。

申請内容については、間違いがないことを確認しました。

転用理由については、申請地は耕作放棄地であり、譲渡人の近所に住む譲受人から資材置場として購入したいとの話があり申請に及んだものです。

資金については、自己資金で行うということで間違いありません。

その他の権利設定はありません。

転用時期は、許可後すぐに着工したいとのことでした。

他法令については、許可が下りているということでした。

転用面積は、資材及び重機の置場となっておりますので、その規模に合わせた面積とのことでした。

排水については、雨水は自然浸透により処理し、また、周囲にゲートボール場があり

車の出入りが多いので、資材及び重機を搬入する際には十分注意していただくよう伝えております。問題があった場合は責任を持って対応することを確認しました。

以上です。

会長

続きまして整理番号3番及び4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

23番委員

(番号3)

調査日は令和4年8月3日です。調査場所は、譲受人が傷病のため代理人が立会いました。譲渡人とは現地で調査しました。

申請人については、双方とも申請行為については本人が申請したものであり内容に問題はありません。

転用理由については、譲渡人は5年程前まで畑作をしていたのですが、動物の食害や作物の盗難により畑作を断念したとのことでした。今回ソーラー発電開発が行われることで、畑を貸したいとのことで、やむを得ないと判断いたします。

資金については、土地整備費と設備費で合計3億円とのことでした。資金は全て金融機関からの借り入れで対応するとのことでした。

他の権利者の同意ですが、特に問題はありません。

転用時期については、許可後計画どおりに着工したいとのことでした。

他法令については、今年3月に市土地利用委員会の承認が済んでおり特に問題はありません。

転用面積ですが、33.24㎡で事業目的から考えると適正であると考えます。

周辺への影響ですが、ソーラー発電事業なので除草剤等の使用はないかという話をしましたが、防草シートで覆うということで、除草剤、薬剤は使わないとのことでした。周辺農地への影響はないと考えます。問題が発生したら責任を持って対応するとのことでした。

23番委員

(番号4)

調査日は令和4年8月3日です。譲受人の代理人と譲渡人と現場にて調査しました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容には問題ありません。

転用理由は、地元財産区の公園整備の一環として防災用調整池を作りたいとのことでやむを得ないと考えます。

資金については、自己資金1,200万円で行うとのことでした。特に問題はございません。

他の権利者の同意ですが、特に問題はないとのことでした。

転用の時期ですが、周辺の道路整備後に調整池を作る予定で令和4年から令和6年になるとのことでした。

他法令については、特に問題は無いと考えます。

転用面積ですが、転用面積は1,854㎡で事業目的から考えて適正と考えます。

周辺への影響ですが、現在は大雨が降ると悪水が流れて危険な状態が続いています。今回、調整池を作ることで地域の安全に寄与すると考えます。問題が発生したら責任を持って対応するとのことでした。

以上でございます。

会長

続きまして整理番号5番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

調査日は令和4年8月1日です。譲受人の代理人と電話にて調査しております。譲渡人とは自宅で調査しました。現地確認につきましても8月1日に行っております。

申請につきましては、申請人双方とも、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由についてですが、譲受人は電気工事業を営んでおり、送電等の電気設備に関する工事を行っており、本店を東京都内に置く事業所でございます。この事業所が送電線の増強工事を行うこととなり、今般の申請となりました。この事業はインフラ整備事業でありまして、工事においては、現場での作業員宿舎が不可欠でやむを得ないと判断します。

資金につきましては、土地整地費及び家屋建築費4,200万円で、自己資金で対応するというであります。

他の権利者の同意につきましては、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとの事です。

他法令についてですが、都市計画法の許認可について、市の都市計画課と協議済みとの事です。

転用面積につきましては、2階建ての作業員宿舎を建設する予定で、1階部分には厨房、食堂、浴室等を作り2階部分には20人が利用できる居室を作る計画をとっております。これらの施設を考えると、今般の転用面積699㎡は適正であると考えます。

周辺への影響については、転用により付近への被害はないと思いますが、被害が発生した場合は責任を持って対処するとの事です。

その他については、今回の利用期間は4年10か月で、今般転用後に設置する予定の施設は、令和9年6月12日までに撤去し、土地を起こし、現状回復する一時転用の計画となっております。以上でございます。

会長

続きまして整理番号6番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和4年8月7日です。譲渡人、譲受人と4名で現地にて確認いたしました。

申請につきましては、譲受人と譲渡人は実の親子であり本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由につきましては、譲受人は現在家族3人で妻方の市外の実家に家賃を支払い同居しているということです。将来の事を考え自分の家を建築したく実家の家族と相談して、父所有の土地に建てる計画をしたことから、本申請に至りました。

資金につきましては、土地整備費、家屋建築費合計3,618万円で自己資金及び金融機関からの借入れで対応するとの事です。

他の権利者設定はございません。

転用時期につきましては、本申請許可後、準備、着工をしたいとの事です。

転用面積は294㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。

他法令については、事前協議が済んでおり、許可見込みとの回答を得ているとの事で

す。

周辺への影響でございますが、特にありません。万が一被害が生じた場合は、一切の責任をもって対処するとの事です。

以上です。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に議案第20号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第20号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和4年8月12日提出。今月の非農地証明申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 宅地 264 m²

番号2 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田 現況 宅地 225 m²

以上で、事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番及び2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

17番委員 (番号1)

申請行為については、本人が申請したものであります。

調査日は令和4年8月3日です。申請人は高齢で現在入院中のため息子さんと面談しました。

現況の様子は車庫、倉庫が建っております。建築した父親が亡くなっているため、詳しい経緯は分からないということですが、建築後20年は経過しています。

農地に復元するのは非常に困難であると思われまます。

17番委員 (番号2)

調査日は令和4年7月29日です。申請人は令和2年に現在の土地を購入しまして農業用であったのかということは、よく知らないということです。

現況としまして、農業用の倉庫があって、建築後 20 年以上経過しているということです。将来は自分の住宅を作りたいとのことで本申請地を利用したいため、申請に至ったということです。

以上です。

会長

事務局及び調査員より説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

23 番委員

倉庫を建てて非農地証明の申請をすれば下りるというのであれば、みんな真似をするのではないか。勝手に農地に自分の倉庫などを建ててしまう感じがあるが、本来だったら宅地にしたいのであれば、畑に戻して申請すべきではないのか。これが通るのならば、委員会の意味がなくなるで、その辺は厳しくしていただきたいと思います。

事務局

農地転用、農地法の 5 条の申請等につきましては、委員のご指摘のとおりでございます。

今回申請されているのが非農地証明ということで、今年度初めての案件になりますが非農地証明の場合は、現地が宅地等になっている場合、建築後 10 年以上経過していて、農地への復元が容易でない状況の場合に証明をすることが出来るようになっておりまして、今回の案件は非農地証明の要件に該当するということで、農業委員会に諮っております。これが転用ということだと、委員のおっしゃられたとおり、一度農地に復元して許可後に建築をする形になりますが、今回は非農地証明ということで、事務局で認められると判断したものになります。

23 番委員

何十年も気がつかないままの宅地があったので、非農地証明を申請したのか。

本来であれば 3 年から 5 年で航空写真を見て、用途が違うという話が市からあるはずだけど、そのようなことが一切なくて何十年も経ってしまったということか。

宅地の並の税金を市は貰っているのか。固定資産税が払われてしまっていれば宅地と見られるが、固定資産税が払われていなかったりする場合は農地として残してもいいのではないか。

事務局

この 2 件の案件につきましては、課税の地目は宅地であり、番号 1 の建物は 30 年以上経過していると申請代理人から聞いております。建築確認は、建築住宅課で確認したところ不明でした。また、課税課にて名寄帳により宅地課税であることを確認しております。番号 1 については、非農地証明を交付できる条件のうち「建築物等が設置されている土地」に該当しており、10 年以上経過していることには間違いありません。事務局に過去の航空写真がありまして、そちらでも確認して確かに車庫は建っているということで、非農地証明申請を議案に上げさせていただきました。

23 番委員

わかりました。

会長

番号 2 の説明はよろしいですか。

事務局 番号2につきましては、都市計画課より線引き前宅地の要件があるという判断がなされており、また、宅地課税になっております。こちらも「建築物等が設置されている土地」に該当し、建築後10年以上経過していることを確認していますので、非農地証明申請を議案に上げさせていただきます。以上です。

23番委員 わかりました。

会長 事務局及び調査員より説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定させていただきます。

会長 日程7次に議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の決定についてを議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。
議案第21号 次のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請がなされたので、委員会の決定に附す。令和4年8月12日提出。今月の申請書の提出は1件です。
案件の説明に入ります前に納税猶予の適格者証明書について簡単にご説明したいと思います。
(制度の内容説明)

番号1(議案書の内容読み上げ)畑、田 2,142㎡
以上で、事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

22番委員 調査日は令和4年8月2日です。申請人と現地で調査をいたしました。
申請行為については、本人が申請したものであり内容には間違いはありません。
当該土地は農地であり、田んぼには水稻が作付けされ、畑は野菜等が栽培されていることを確認しました。
被相続人、相続人ともに要件を満たしているかということで、被相続人は農業経営を営んでいました。
相続人は現在農業経営を開始しており、今後も農業経営を継続して行うということで

した。相続人は申告期限内に必要な書類を添付し申告するとのことでした。

相続人について、遺産分割されているか聞いたところ、遺産分割協議書が成立しており、遺産分割されていることを確認しました。

以上のことから被相続人、相続人ともに要件を満たしておりました。

会長

事務局及び調査員より説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定させていただきます。

会長

次に日程 8 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。なお本案につきましては、整理番号 2 から 4 について議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まずは整理番号 1 について審議いたします。その後整理番号 2 から 4 について審議いたしますので、該当の委員は退席していただく形になります。

整理番号 1 について、事務局から説明を求めます。

事務局

議案書 8 ページをお願いします。

議案第 2 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和 4 年 8 月 1 2 日提出。

議案書 9 ページの議案第 2 2 号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が 8 月 1 5 日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が 4 件で、面積は 17, 810 m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号 1 (内容読み上げ) 計 1 筆 3, 328 m²

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号2から4について、審議いたします。12番委員が申請人となっているため議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、12番委員は退席をお願いいたします。

(12番委員退席)

会長 整理番号2から4について、事務局から説明を求めます。

事務局 番号2～4(内容読み上げ)計4筆 14,482㎡
以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
12番委員は着席してください。

(12番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

以上をもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項等)

1. 先進地活動事例(群馬県千代田町農業委員会)の紹介並びに協議
2. 農業委員会業務必携について
3. 農業会議情報について
4. 次回総会 9月12日(月)午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

事務局長

長時間にわたりお疲れ様でした。以上をもちまして、令和4年度第5回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長

議事録署名人

2番

議事録署名人

3番
